平成２２年（フ）第５６２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目17番18―102号
債務者　大崎　典子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６４号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目10番７号
債務者　大賀　節子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５号
兵庫県豊岡市森津755番地の１　ティアラⅠ203号、前住所兵庫県豊岡市栄町1118番地
市営栄町住宅２―205号室
債務者　成田　一也
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
奈良県五條市岡町1019番地
債務者　髙根クミ子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１２２号
鳥取県鳥取市古市231番地、住民票上の住所千葉県千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟104号
債務者　中尾　　修
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
鳥取県鳥取市鹿野町今市1009番地21
債務者　川田　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
鳥取県境港市小篠津町756番地１
債務者　石田　智博
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６８号
山口県下関市長府松小田西町５番34号
債務者　野田　浩介
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
山口県下関市長府松小田西町５番34号
債務者　野田由紀枝
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手56番地43
債務者　小林　礼子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手56番地43
債務者　小林　久子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２号
高知県安芸郡田野町2721番地20
債務者　有澤　和則
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
福岡県柳川市上宮永町138番地
債務者　荻島　靖子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
北九州市八幡西区馬場山東１丁目18番７号
債務者　宮原　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６８号
北九州市小倉北区大手町４番23―803号
債務者　川上律枝子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６９号
北九州市門司区新開13番12―301号
債務者　長光　孝芳
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５８５号
北九州市小倉南区北方１丁目６番28―101号
債務者　合田千鶴子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部